契約条項 P-7820_220825

甲は、「PC データ消去サービス（オンサイト対応）」（以下、本サービスという）を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 本契約において、次のとおり用語を定義します。
   (1)「ドライブ」とは、本契約対象の記憶装置を意味します。
   (2)「機器」とは、ドライブが内蔵された機器を意味します。
   (3)「甲のデータ」とは、ドライブに格納された甲のデータを意味します。
   (4)「消去作業依頼書」とは、甲が乙に提出する乙所定の依頼書を意味します。
2. 乙は、次の作業を、甲が指定する場所で実施します。
   ソフトウェア消去
   乙は、専用のソフトウェアを使用し、「ドライブ」に無意味なデータを上書きすることにより、「甲のデータ」を消去します。ただし、本サービスで使用するソフトウェアで乙所定の動作が実現できない場合、本サービスの対象外となることがあります。
3. 甲は、乙が前項の作業を行う十分な作業環境（スペース、電源、セキュリティ）を確保するものとします。この場合、当該作業環境として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う場所を除いて確保するものとします。また、前項の作業が単日で完了しない場合、夜間等における「機器」の管理は甲の責任において実施するものとし、「機器」の盗難等について、乙は、責任を負わないものとします。
4. 乙は、第 2 項の作業完了後、その作業の完了を証する証明書を甲に発行します。
5. 甲が「甲のデータ」を消去したことを証する証明書を求めた場合、別途乙所定の料金を乙に支払うことにより、該当する証明書を甲に発行するものとします。
6. 甲が証明書のフォーム変更を希望する場合、別途乙所定の料金を乙に支払うことにより、証明書のフォーム変更を行います。
7. 乙は、ドライブ仕様に準じて実施可能な方式で第 2 項の作業を実施します。この場合、本サービスで使用するソフトウェアの仕様に準ずる消去品質に関しての責任は負わないものとします。
8. 本項は第 2 項, 第 4 項乃至第 7 項に共通して適用します。
   (1)「機器」の所有権がリース会社等、甲以外の第三者に帰属する場合、甲は、本契約を締結するまでに甲の責任と費用において、「機器」の所有者に「甲のデータ」を消去することにつき承諾を得ていることを乙に保証します。
   (2) 乙は、本サービス完了後、すみやかに甲に通知し、甲は本サービスが完了したことを確認のうえ、「作業完了確認証」を乙へ提出するものとします。
   (3) 前号の「終了確認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
   (4) 乙が本サービスを提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
   (5) 甲は、「機器」の取扱説明書等に記載された適切な設置環境を確保し、派遣された乙の技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を確保します。
9. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。
10. 本サービス完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に本契約の対価（以下、マルチベンダーサービス料金という）を支払うものとします。乙が、本サービスに着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対してマルチベンダーサービス料金を支払うものとします。
11. 甲は、本サービスの実施に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条に定める特定個人情報を含む電子データ等を取扱う作業がある場合、当該作業を実施しないことに合意します。
12. 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上